

草津市分別収集計画
(令和8～12年度)

草 津 市

目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、および地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や埋立処分量の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民、事業者、行政が一体となり、資源循環型社会の構築に向けた取組を推進する。
- ・廃棄物の最終処分量を削減するため、ごみの分別収集とリサイクルの徹底を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5,022 t	5,010 t	4,983t	4,958t	4,952t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分割し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① ごみ減量、リサイクル啓発活動の充実

- ・ 市民、事業者に対してごみ排出量およびごみ処理経費の増大や埋立処分場の状況などについて広く周知し、ごみの排出抑制およびリサイクルの必要性について認識を深める活動を展開する。
- ・ 廃棄物処理施設の見学会や学校におけるリサイクルに向けての取組など、こどもに対するごみ減量・リサイクル学習を進める。
- ・ ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、市民に対し、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校からの要請により職員が出向いて説明を行う「みんなでトーク」を実施する。
- ・ 自治会等による資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるよう支援する。
- ・ レジ袋の使用自粛をPRし、プラスチックごみの減量を呼びかけるため、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参を推進する。

② 簡易包装の推進

- ・ 事業系廃棄物減量推進員による小売業等の事業所訪問時に、簡易包装の推進を呼びかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行のごみ分別収集体制や本市のごみ処理施設状況および最終処分の委託状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類および収集に係る区分を下表のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶類
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器）	飲・食料用ガラスびん類
主として段ボール製の容器	古紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（PET）であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル類（飲料、調味料、酒類を充てん）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	75t		76t		77t		76t		76t	
主としてアルミ製の容器	146t		147t		150t		147t		147t	
無色のガラス製容器	(合計)	267t	(合計)	256t	(合計)	245t	(合計)	235	(合計)	225t
	(引渡数量)	(独自処理数量)								
	0t	267t	0t	256t	0t	245t	0t	235	0t	225t
茶色のガラス製容器	(合計)	160t	(合計)	154t	(合計)	147t	(合計)	141t	(合計)	135t
	(引渡数量)	(独自処理数量)								
	0t	160t	0t	154t	0t	147t	0t	141t	0t	135t
その他のガラス製容器	(合計)	132t	(合計)	127t	(合計)	122t	(合計)	116t	(合計)	112t
	(引渡数量)	(独自処理数量)								
	132t	0t	127t	0t	122t	0t	116t	0t	112t	0t
主として段ボール製の容器	538t		531t		524t		517t		519t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（PET）であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)	344t	(合計)	351t	(合計)	361t	(合計)	367t	(合計)	377t
	(引渡数量)	(独自処理数量)								
	0t	344t	0t	351t	0t	361t	0t	367t	0t	377t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	970t	(合計)	970t	(合計)	959t	(合計)	956t	(合計)	952
	(引渡数量)	(独自処理数量)								
	970t	0t	970t	0t	959t	0t	956t	0t	952	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画内の家庭系ごみ排出量推計値と令和4年度から令和6年度の排出量実績値との増減率を求め、令和7年度から令和12年度は、排出量推計値に増減率および分別排出率を乗じて積算した。

また、人口変動率は、滋賀県が公表している「滋賀県推計人口」を基に将来人口増加率を推計し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
150,490人 (対前年度比) 0.7%増	151,539人 (対前年度比) 0.7%増	152,596人 (対前年度比) 0.7%増	153,660人 (対前年度比) 0.7%増	154,732人 (対前年度比) 0.7%増

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、下記のとおり現行の分別収集体制を活用して行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール製	空き缶類	市による定期収集	市
	アルミ製			
びん	無色ガラス製	飲・食料用ガラスびん類	市による定期収集	市
	茶色ガラス製			
	その他の色のガラス製			
紙類	段ボール製容器	古紙類（段ボール）	市による定期収集	民間リサイクル業者
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート製の容器（PET）であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル類（飲料、調味料、酒類を充てん）	市による定期収集	市
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器類	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

プラスチック製容器類およびペットボトル類については、草津市立クリーンセンター内の施設で選別・圧縮・保管する。

空き缶類は草津市立クリーンセンターに搬入し、飲・食料用ガラスびん類については草津市立クリーンセンターにて選別、破碎、保管する。

古紙類（段ボール）については、民間業者の施設において保管する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶類	資源回収用コンテナ	パッカー車	草津市立クリーンセンター（保管）
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	飲・食料用ガラスびん類	資源回収用コンテナ	箱型トラック	草津市立クリーンセンター（選別、破碎、保管）
茶色ガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
段ボール製容器	古紙類（段ボール）	なし（紐等で縛る）	パッカー車	民間業者のストックヤード
ポリエチレンテレフタレート製の容器（PET）であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル類（飲料、調味料、酒類を充てん）	指定袋	パッカー車	草津市立クリーンセンター（選別、圧縮、保管）
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器類	指定袋	パッカー車	草津市立クリーンセンター（選別、圧縮、保管）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ ごみ問題を考える草津市民会議において、ごみ減量・リサイクル推進のための市民、事業者、行政との協議の場を設定する。
- ・ 自治会等が実施するごみ資源化のための集団回収に奨励金を交付することにより、資源回収活動を積極的に支援する。
- ・ 分別の見直し等の検討により、当計画の内容についても変更となる可能性がある。